

運転免許証更新手続きについて

受付の曜日・時間

月～金曜日（祝日を除く）
午前9時00分から午後4時30分まで

更新手続きに必要なもの

運転免許証
更新連絡書
手数料

免許用写真 ～ 縦3cm、横2.4cm、上3分身、無帽、正面、
無背景で6月以内に撮影した鮮明なもの

（警察署内の交通安全協会でも有料で撮影できます）

- ※・ 過去の免許更新で使われた写真は使用できませんので、新たに写真を撮ってからお越し下さい。
- ・ 写真の背景と服装が同一の色（背景が白色で服装も白色のときなど）また、自身のデジカメで撮影した写真も受付可能ですが、画質（プリントした画像が粗い物）については、場合により再請求させていただくこともありますのでご了承下さい。

※本籍、氏名、生年月日を変更する方

～ 本籍記載の住民票又は外国人登録証明書（どちらもコピーは不可）

※住所を変更する方

～ 新住所を証明できるもの（マイナンバーカード、住民票、保険証、消印のある本人宛の郵便物等）

※70歳以上の方

～ 高齢者講習終了証明書

講習会場

滝川市新町4丁目7番30号
空知自動車学校

オンライン講習を希望される方は
受講してからの更新手続きとなります

（優良、一般講習対象者のみ）

講習会場での講習を希望される方は
警察署で更新手続きをしてから後日講習
受講となります

高齢者講習受講の方は、自動車学校
での講習受講後、警察署で更新手続き
となります

滝川会場で受講できない方は、
申請手続きの際申し出てください

免許証の有効期限が 過ぎてしまった方は…

- ◎ 更新手続きをうっかり忘れてしまっていた方は…
有効期限が切れてから6ヶ月以内
- ◎ 海外に滞在していた・入院していたなど、やむを得ず失効した方は…
有効期限が切れてから3年以内、かつ、理由がやんでから1ヶ月以内
であれば、再度免許を受けることができます。

申請に必要なもの

- ・ 住民票（本籍記載のあるもの）
- ・ 期限の切れた免許証
なければ、本人であることを確認できる書面
（マイナンバーカード、健康保険証、パスポート、社員証、学生証、資格
証明書など）
- ・ 写真（6ヶ月以内、無背景、無帽、正面、上三分身、縦3センチ、横2.4cm）
- ・ 申請手数料（講習区分、所有免許の数によって異なります）
- ・ やむを得ず失効した方は、それを証明するもの（診断書、パスポートなど）

注 意 事 項

- ・ 申請後、免許証を受け取るまでは運転できません。
運転すると無免許運転となります。
- ・ 警察署で申請される場合は、講習区分の確認と講習日の指定をしますので、
一度警察署までお越し下さい。
- ・ お急ぎの方は、平日午前中のうちに
札幌市手稲区曙5条4丁目1番1号
札幌運転免許試験場
電話：(011) 683-5770
で申請をすると、その日に講習を受講し、
免許証の即日交付を受けることができます。（土・日・祝日は手続きできません）

更新手続きに関する 問い合わせ先

滝川警察署 交通課
電話 24-0110（内線415）
※但し、土・日・祝日は除く
午前9時 00 分から午後4時 30 分まで